

高知県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

令和7年9月発行 第86号

今年もアドバイザーによる利用勧奨を始めます

勤改センターでは、毎年医療機関へ電話による利用勧奨をさせていただいています。働き方改革についてお困りごがないか、何かお手伝いできることがないかお問い合わせをするものです。本年も医療法による立入検査が終了した医療機関へ以下の内容で順次ご連絡いたしますが、以下の項目以外でも何なりとご相談ください。

100時間超の医師への面接指導について

医療法による立入検査に100時間超の医師への面接指導が追加されて2回目の立入検査です。今年度分の適時の実施はもちろん、昨年度面接指導が実施できていなかった場合は、後追いで済ませておく必要があります。

(関係資料の保管年数が5年間のため)

- ・100時間超の医師はおられますか？
- ・面接指導の実施医師が院内もしくは院外で確保できていますか？
- ・100時間超の医師への面接指導を法律通りに実施できていますか？

宿日直許可取得後の状況について

令和6年4月からの働き方改革の施行に向けて、宿日直許可の申請をされた医療機関が多いと思われます。

- ・現在の状況はその当時と変わっていませんか？
- ・週1回の宿直、月1回の日直という原則通りの回数でうまく当番を回せていますか？
- ・宿日直許可中に通常の勤務時間と同様様の業務が発生した場合の対応はできていますか？

院内の職員に対する講習会講師について

職員満足度調査や働き方に関するアンケートを実施された際、色々な問題に直面することがあると思われます。

- ・パワーハラスメントに加えて、患者さんなどからのカスタマーハラスメントの対応はできていますか？
 - ・パワーハラスメントやカスタマーハラスメントなど院内の講習会の講師を無料でお引き受けできます。
- ご希望があればお申し出ください。

育児・介護休業法の改正について

育児・介護休業法が改正され、本年4月1日から段階的に施行されていますが、10月1日から柔軟な働き方を実現するための措置等が施行されました。

- ・勤改センターのニュースレター(R7年5月発行の82号)でお知らせしましたがご覧になりましたか？
- ・5つの選択して講すべき措置の中から選択した2つ(以上)の措置を職員にお知らせしていますか？
- ・法改正に伴う就業規則等の見直しはお済みですか？

10月18日(土)午後2時より高知共済会館で医療勤務環境改善研修会を開催します。高知労働局、高知県からの情報提供に加えて特別講演は「はたまるパートナーズ」の皆様です。勤改センターのアドバイザーも同席しますので相談対応が可能です。当日参加も可能ですので、ぜひご参加ください。(詳しくは以下、勤改センターのホームページをご覧ください)

<https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyokaizen>



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

(事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構)

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyokaizen>

E-mail kinmukankyokaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境の
ことならお任せ

